

# ● 屋外広告物にはルールがあります。

**禁止地域** 広告物の掲出が原則として禁止されている地域です。

**禁止物件** 広告物の掲出が原則として禁止されている物件です。

**禁止広告物** どんな場合でも掲出又は放置してはならない広告物です。

- 史跡名勝天然記念物として指定された地域（根古谷台遺跡、飛山城跡、大谷磨崖仏、御止山 等）
  - 県立自然公園の区域（宇都宮県立自然公園）
  - 緑地環境保全地域（長岡百穴周辺、羽黒山神社の周辺）
  - 高速自動車道等から展望することができる地域※1（ただし、家屋連続区域※2を除く。）（東北自動車道、北関東自動車道、日光宇都宮道路）
  - 公共用広場（JR宇都宮駅前広場西口、東口）
  - 官公署、学校、図書館、公民館 等
- ※1（展望することができる地域） ※2（家屋連続区域）  
 道路の両側から概ね 500mの範囲の地域 建築物間の距離が50m以内で30戸以上連続してつながっている地域



- 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊し、又は落下するおそれのあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止地域、禁止物件には、原則として広告物を表示又は設置することができませんが、次のようなものは表示又は設置することができます。

**管理者の設置** 広告物の定期的な点検を行う管理者の設置が必要です。

- 禁止地域及び禁止物件に掲出が可能なもの
- ・ 法令の規定により掲出するもの
  - ・ 国又は地方公共団体が公共的目的で設置するもの
  - ・ 政治団体・学校等が営利を目的としない催事を周知するためのもの（30日以内、届出が必要）
  - ・ 公共的団体が公の目的をもってするもの（届出が必要）
  - ・ 年中行事開催のためのもの
  - ・ 公益上必要な施設等に寄贈者名を表示するもの（表示面積0.5㎡以内、表示面は1面） 等
- 

- 禁止地域に掲出が可能なもの
- ・ 自家用広告物（合計表示面積が15㎡以内）
  - ・ 自己の管理する土地物件に管理上の必要に基づきするもの（表示面積0.5㎡以内、高さ1.5m以下、特殊装置不可）
  - ・ 冠婚葬祭等のため一時的にその会場内に表示するもの
  - ・ 講演会、展覧会等のため一時的にその会場内に表示するもの
  - ・ 人、動物等に表示するもの（表示面積0.5㎡以内）
  - ・ 車両、船舶等に表示するもの
  - ・ 自動車に表示する広告物で他都市の条例の許可を受けたもの
- 

- 管理者となれる方は…**
- ① 屋外広告士
  - ② 都道府県や政令市、中核市などで行われる屋外広告物講習会を修了した方
  - ③ 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって、広告美術仕上げに係る方

はり紙、はり札、広告旗（のぼり旗）及び立て看板等については、管理者を設置する必要はありません。

**屋外広告業の登録** 屋外広告業を営む方は、市への登録が必要です。

屋外広告物を掲出しようとする方（広告主）は、市の登録業者に設置を依頼してください。

| 屋外広告業者登録簿 |       |         |     |
|-----------|-------|---------|-----|
| 登録番号      | 会社名   | 住所      | ... |
| 000001    | 〇〇看板  | 宇都宮市〇〇町 |     |
| 000002    | 〇〇サイン | 東京都〇〇区  |     |

市建築指導課に登録簿があります。ご確認ください。

# ● 独自のルールを定める制度があります。

■ 国道119号線（日光街道）の桜並木敷道について

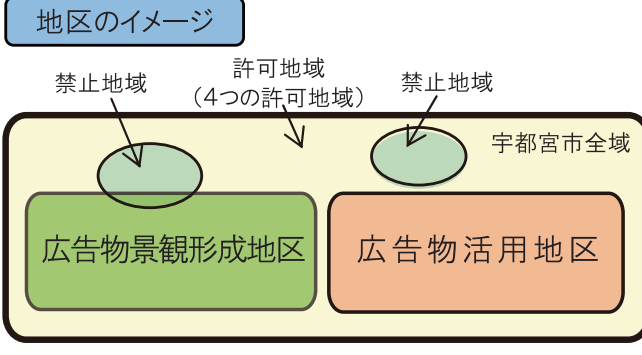
■ 特別地区制度について

日光街道は、江戸時代初期に將軍や諸大名の参詣路として整備されました。本地区の桜並木は、今もなお歴史的な面影を残している杉並木へアプローチする区間で、日光街道の良好な景観又は風致を維持していくため、戦後まもなく地元住民の手によって植樹し再整備されたものです。



地域独自の良好な景観の保全・創出や地域の活性化を図るため、よりきめ細かな基準（ルール）が定められるような地区制度があります。

- 広告物景観形成地区** 良好な景観の形成を推進するため、広告物に関する独自の基準を設ける地区
- 広告物活用地区** 広告物を設置することで、賑わいを創出し、地域の活性化を図る地区



～屋外広告物は街の景観の一部です～

屋外広告は、情報を伝達する手段として有益なものであったり、まちに活気を与えるものもありますが、これらの看板が無秩序に氾濫することにより、自然の風致やまちの美観などを損なうこととなります。

設置にあたっては、自己の営業所が国道から相当の距離がある場合又は並木の後方で見えにくく、営業所の所在を表示することが事業遂行上不可欠と認める場合で、かつ、次の規格にあった広告物に限り許可されます。

| 項目  | 規格   | 備考 |
|-----|--|----|
| 面積  | 1面につき0.5㎡以内で背中合わせの2面可能、縦横各1.5m以下                             |    |
| 高さ  | 2m以内（共架の場合は3m以内）   |    |
| その他 | 1人につき1基<br>材質：木<br>色彩：焼き板地<br>照明装置：白色の間接照明（発光塗料、点滅表示、電光鉤は不可） |    |

この他にもいろいろな基準が設けられています。詳しくは、市建築指導課へ相談ください。

◆ 屋外広告物条例に関する問合せ先 ◆  
 〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5  
 宇都宮市都市整備部 景観みどり課 都市景観グループ  
 TEL 028-632-2568 FAX 028-632-5421  
 E-mail u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp

◆ 許可申請に関する問合せ先 ◆  
 〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5  
 宇都宮市都市整備部 建築指導課 管理グループ  
 TEL 028-632-2573 FAX 028-632-5421  
 E-mail u1208@city.utsunomiya.tochigi.jp